

平成24年第3回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成24年9月26日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第39号 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について
- 議案第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 議案第42号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第43号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第46号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 陳情第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書
- 陳情第5号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第3 議員提出議案3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について
- 日程第4 議案第48号 損害賠償の額の決定について
- 議案第49号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 閉会中の委員会行政視察の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	中根秋男君	2番	杉浦あきら君	3番	志賀恒男君
4番	鈴木雅史君	5番	中根久治君	6番	都築一三君
7番	浅井武光君	8番	酒向弘康君	9番	水野千代子君
10番	夏目一成君	11番	笹野康男君	12番	内田等君
13番	丸山千代子君	14番	伊藤宗次君	15番	大獄弘君
16番	池田久男君				

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
総務部長	杉浦護君	健康福祉部長	伊藤光幸君
参事	長谷寿美夫君	環境経済部長	鳥居元治君
建設部長	鈴木富雄君	会計管理者	中山豊君
総務部次長兼 総務課長	大竹広行君	建設部次長兼 都市建設課長	近藤学君
教育長	内田浩君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	近藤弘君	消防次長兼 庶務課長	山本正義君
監査委員	羽根渕保博君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前9時00分

○議長（池田久男君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦護君 登壇〕

○総務部長（杉浦護君） 皆さん、おはようございます。

2点につきまして、お願いをさせていただきます。

まず、本日、追加提案を予定させていただいております第48号議案 損害賠償の額の決定についての議案関係資料につきまして、不足がございましたので、まことに申しわけございませんが、お手元に配付の概算見積書でございますが、追加させていただくとともに、議案関係資料2ページの次に追加をお願いいたします。まことに申しわけございません。

次に、さきに開催されました議案質疑、総務委員会及び決算特別委員会におきまして要求のございました資料につきまして、本日、お手元に配付をさせていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上2点につきまして、よろしくお願いいたします。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた者は理事者14名、監査委員1名であります。

議事日程は、本日、お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を14番 伊藤宗次君、15番 大嶽 弘君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第39号議案から認定議案第9号までの18件と陳情第4号、陳情第5号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

8番、酒向弘康君。

〔8番 酒向弘康君 登壇〕

○8番（酒向弘康君） 審査報告書の朗読をもって報告いたします。

総務委員会審査結果報告書

平成24年9月26日

議長 池田久男様

委員長 酒向弘康

平成24年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第39号 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について。災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳入全部、歳出15款・50

款、第2条。第1条、歳入全部、6,799万1,000円追加。歳出15款総務費495万8,000円追加、50款消防費145万円追加。第2条、地方債補正。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第41号 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出5,120万9,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔8番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

7番、浅井武光君。

〔7番 浅井武光君 登壇〕

○7番（浅井武光君） 産業建設委員会審査結果を朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成24年9月26日

議長 池田久男様

委員長 浅井武光

平成24年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出35款・45款。第1条、歳出35款農林水産業費513万円減額、45款土木費5,139万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第45号 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入35款繰入金641万8,000円減額、40款繰越金641万8,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第46号 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出81万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第47号 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1,000万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で報告を終わります。

〔7番 浅井武光君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9番、水野千代子君。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成24年9月26日

議長 池田久男様

委員長 水野千代子

平成24年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次の

とおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第40号 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）中、歳出20款・25款・55款。第1条、歳出20款民生費200万円追加。25款衛生費132万円追加。55款教育費1,200万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第42号 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出2,260万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第43号 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出85万3,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第44号 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。第1条、歳入歳出1,000万6,000円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第4号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書。国に対し、定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けての意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

陳情第5号 「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書。愛知県知事に対し、「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。

15番、大嶽 弘君。

〔15番 大嶽 弘君 登壇〕

○15番（大嶽 弘君） 審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

決算特別委員会審査結果報告書

平成24年9月26日

議長 池田久男様

委員長 大嶽 弘

平成24年第3回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果のとおり朗読します。

認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について。歳入総額148億8,128万3,807円、歳出総額142億906万2,510円、差引額6億7,222万1,297円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額1億1,026万9,386円、歳出総額7,721万6,263円、差引額3,305万3,123円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額29億3,763万4,232円、歳出総額28億6,503万3,825円、差引額7,260万407円。賛成

多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額2億4,100万4,761円、歳出総額2億4,015万1,234円、差引額85万3,527円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額12億2,255万4,128円、歳出総額12億1,290万1,029円、差引額965万3,099円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額5億5,911万4,347円、歳出総額5億5,269万6,047円、差引額641万8,300円。全員一致をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額3億5,930万525円、歳出総額3億5,336万272円、差引額594万253円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。歳入総額6億4,215万3,588円、歳出総額6億3,276万3,591円、差引額938万9,997円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

認定第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。収益的収入6億6,232万937円、収益的支出6億2,537万251円、資本的収入1億4,204万469円、資本的支出5億7,612万8,995円。賛成多数をもって原案を認定すべきものと決した。

以上報告いたします。

[15番 大嶽 弘君 降壇]

○議長（池田久男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

○議長（池田久男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

○議長（池田久男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 陳情5号について、お尋ねをいたします。

この陳情につきましては、賛成なしということで不採択に委員会ではなりましたがけれども、その審議の中で、現在、愛知県が有料化を検討しているこの福祉医療制度、これについて、幸田町への影響分、そうした点についての御審議があったかなかったかをお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 文教福祉委員会のほうの審議の中でございますが、幸田町の影響分についての審議はございませんでした。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この福祉医療制度の有料化が導入されてきますと、高齢者や障害者、子供や母子福祉などの生活弱者といわれる方たちの医療費が有料化へとつながってくるものでありまして、また同時に、今まで県が2分の1を出していたものが、それが幸田町の財政負担となってくるわけでございます。そうした福祉という観点からも、ぜひともこの制度の存続が求められるわけでございますけれども、そうした福祉の観点に立った審議というものがあつたかなかつたか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 福祉の観点からの意見でございますが、ここに書いてあることは理解できることもあつたらしく、しかし、県の見直しが具体的にどのように変わってくるのかが見えてこない。漠然的な総論的な陳情ではないかという、そういう意見はございました。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県は2014年度の実施を目指して、もう既に市町村への説明も始め、有料化の検討に入っているところでございます。今まで、愛知のこの福祉医療制度は全国に誇るすばらしいものであるわけでありまして、何としても、この制度の存続というのは町民の願いであります。また同時に、町民8,000人にも大きく影響してくるわけでありまして、そうした観点からも、やはりこの陳情を採択し、県にきちんと存続を求めるべきではなかろうかと、これが町民を代表とする議会の態度ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、

また、愛知県は医師会にも説明をしていく中で、こうした町内の医師からの陳情も出されているわけでありまして、ともにこうした点からもぜひともこの陳情を採択すべきものではなかろうかというふうに思いますけれども、そうした点で町民への影響等など、具体的に審議をされた経過があるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 町民への具体的な影響等の審議はございませんでした。しかし、この陳情者は個人であること、また、医師会単位で議論されてということがこの陳情からは見えてこないという、そういう意見はございました。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 個人であろうとなかろうと、やはり福祉医療制度の存続を求める、こうした有料化に対する危惧を示しながら、陳情者の意見を酌み取りながら町民の立場に立つというのが本来の姿ではなかろうかというふうに思いますけれども、それを一個人のことで、後が見えてこないという審議ではいかがかというものでございますが、

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） しかしながら、委員会の中では、そういう具体的なところまでの意見はございませんでした。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 同じく陳情5号の関係であります。

この陳情書にもありますが、いわゆる福祉制度の見直しと。その内容は、子供の医療費、障害者医療、母子・寡婦等の医療、高齢者医療、これを縮小する、あるいは所得制限や一部負担金を導入するよと、こういう動きがある中で、現在の福祉医療制度を守ってくださいというのが陳情の趣旨。今の質疑を聞いておりますと、極めて漠然としている、全体像が見えてこない、こういう委員長の答弁であります。見えてこないのか、見ようとしぬのか、これは大きな違いがあるのですよね。要は見ようとしぬ。そうしたときに、現在のこの子供の医療、障害者医療等、先ほど申し上げた内容について、どういう御審議がなされたのか、説明がいただきたい。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 具体的なこの陳情書で書いてございますさまざまな福祉医療制度の細かいことについての具体的な意見はございませんでした。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、具体的な内容というのは、項目的にはある。内容的には、皆さんも政治に携わり、子供たちの医療やお年寄りの医療、それは住民と接する中でいろいろな問題点を持ってみえるわけですね。そうしますと、陳情書が具体的ではない。それは全部書いたら膨大な資料になる。それをどう酌み取りながら、陳情者の意向と、そして、その内容が住民にどう影響するかというのは、議員に課せられた使命ですよ。全体が見えてこないから見ないのだと、漠然としているのだと。内容が定かではないのだと。こういうことはほじくり出せば幾らでもある。

だから、そうしたときに委員の皆さんがこの一つ一つの項目について、陳情で挙げられている医療の制度の問題について深めた形の中で、「今の県の見直し、結構ではないか。大いに結構だ」と、こういうのが結論ですよ、採択しなかつたわけですから。こういうところに議論が発展していかなければ、結局、漠然としているよと、見えてこないよと。しかも、出どころを判断したときに、これを出しているのは一個人の医師ではないか。医師会全体ではないか。そういうのを世間では難癖をつけるというのです。そういうたぐいの議論をされたなというふうに思うわけですが、委員長として、この陳情書の趣旨を、だれがおやりになったかは知りませんが、そうしたときに、ここの内容について委員の皆さんに、今の福祉制度の問題、どういうふうな感覚でとらえておられるのかというのも問いかけは必要だと思う。その上で皆さんがどう判断するのか。「漠然として先が見えてこないし、相手は一医師ではないか。保険医協会などはよくわからない」と。これでは議員としての役割は務まらないというふうに思うわけですが、そういう議論というのはあつたのですか、なかつたのですか。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今、議員の言われるような問いかけはございませんでした。しかしながら、さまざまな意見が出たわけでございますが、その意見は、委員それぞれが自分として考え、また、委員会に意見として出されたものだというふうに私は思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　ですから、先ほどからお聞きしているのは、委員長報告で総体的に不採択にしましたと。不採択した内容がいいとか悪いというのではなくて、内容はそうだと。決定を覆すことはできないわけなのでね。ただ、そういう不採択に至る経過の中で、それぞれの委員の皆さんがどういう意見を持たれたのかと言ったら、今、あなたは、さまざまな意見が出されましたと。委員の考え方も示されましたよと。それをお聞きしているわけです。総体的なことをお聞きしているのではない。漠然としている、先が見えているなどと、そういうことを聞いているのではなくて、あなたの今言われたような、さまざまな意見があり委員としての考えも示されましたよと。では、その内容を踏まえた経過があったからこそ不採択に至ったわけですから。その経過を説明してくださいということを申し上げた。

○議長（池田久男君）　9番、水野君。

○9番（水野千代子君）　意見の中でございますが、県の福祉医療制度の見直しとあるが、具体的にはどういうことがどのように変わっていくのかがこの中では見えてこない。先ほど言いました漠然とした総論的な陳情である。また、書いてあることは理解できるところもあるが、個人が陳情しているのか医者総意なのか、この陳情書からは見えてこない。陳情者は個人であり、医師会単位でまず議論をされてからでもよいのではないか。また、制度の存続、拡充とある。福祉医療の制度の拡充は難しいのではないかと、そういう意見がございました。

○議長（池田久男君）　14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君）　結局、具体的に見えてこないよと、漠然としているよと、こういうことで、拡充をこれからやっていくのは難しいのだと。評論家です。議会に課せられたのは、評論や解説をするのではなくて、出されたものに対して、議員の資格として、議員の責任として、どう出された願いについてとらえていくのか。かなえるか、かなえないかは、それは判断です。しかし、全体が見えたときには、もう手おくれなのですよ。今、そういう動きが顕著になっているよというのは、議員の皆さん方の認識、その違いはあります。しかし、全体が見えたときに、「先がもう見えたではないか。岸に着いてしまうではないか。今さらがたがた言っても始まらない」というのが道として用意されている。そういう議論の踏まえ方としていけば、もうおのずから出口はわかっているわけです。

ですから、あなたの言われる内容は、拡充は難しいだろうと。漠然としておりますよ、よくわからないよと。そういう中で出されたものについて、では私たちがどうするのかという判断が求められているのがこの陳情ですからね。先ほど申し上げたように、全体が見えて、もうどこにつくかもわかってきたときに、「わかったものを今さら出してもしょうがないではないか」というのが落ちなのです。そういう経過で委員会の審議をされたのではないのでしょうか。

○議長（池田久男君）　9番、水野君。

○9番（水野千代子君）　県の見直しのそこまで入った質問はございませんでしたし、意見もございませんでした。先ほど言いました意見が委員会の中で出された意見ということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

以上で、文教福祉委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、決算特別委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

以上で、決算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより上程議案18件と陳情2件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 原案反対の立場から討論をしてみたいです。

認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計は、歳入148億8,000万円余、歳出142億900万円余で、実質収支は6億6,000万円余の黒字となりました。リーマンショック以後、町税収が景気の回復によって増加傾向に転じてきておりますが、財政力指数は前年度10.9%に対し10.4%と減少をいたしました。町税収の落ち込みで財政支出を抑え、そして、町民には近隣市町とのバランスを考慮してという名目で使用料や手数料の見直し、子供たちから高齢者までの負担を求め、引き上げによる負担増は9.8%であります。2,000万円の税収を見込んだものであります。

その一方で、道路占用料は県基準に合わせて中部電力や東邦ガス、NTTなどの大企業には減額するなど、町民には負担増、大企業には負担を軽くする、こういうことは容認できないものであります。

税収が減収する中で新たな財源を確保するためには、全国の8割の自治体を実施している法人税率上限までの引き上げを図るべきと指摘するものであります。法人町民税を14.7%に引き上げることによって1億1,300万円の増収が得られることとなります。決算調定税額12.3%では5億7,900万円、14.7%にすることによって6億9,200万円で、その差額1億1,300万円が新たな財源として見込めるもので、景気回復とともに税収増が図られることは明らかであり、愛知県下で14自治体を実施している超過課税を大企業に応分の負担として求め、住民の暮らし、福祉に役立てるべきであります。

決算における基金残高は五つの基金合わせて44億7,900万円であります。中でも財政調整基金は35億3,400万円余、平成24年度当初予算に繰り入れをしても20億円、また、今9月補正では5億7,000万円の取りやめで、26億円の基金残高であります。近隣や類似市町と比較しても、ため込んでいる実態があります。行財政運営を円滑に進めるためという口実で積み立てを図っているのではありませんか。住民サービスに生かして使うべきであります。

3・11東日本大震災は昨年の3月議会の真っ最中で、テレビ報道でも、津波による被害、また、福島第一原発による放射能被害は今までに経験したことのない大災害、大惨事となり、いまだに復興が進んでおりません。特に原発による放射能汚染は、改めて

原発ゼロへの取り組みを自治体としても推進していくことが求められております。

政府のエネルギー環境会議がまとめた原発ゼロの閣議決定は、財界やアメリカの圧力のもと見送られました。国民は原発再稼働反対、原発からの即時撤退を求めており、脱原発を目指す首長会議には77人が会員となり、政府に原発ゼロを決断するよう求めています。

中央防災会議が8月29日に南海トラフ巨大地震による被害想定を公表いたしました。全国で最大32万、愛知で2万3,000人の死者が出るとの想定に大きな衝撃を与えております。防災、福祉優先のまちづくりを進めるため、減災対策としても住宅耐震化助成などを初めとした取り組みを強化し、住民の命、財産を守る施策を推進していくべきと指摘するものであります。町長の公約として事業仕分けが実施され、今年度が2回目となりました。予算の削減のためだけではなく、事業の見える化を図るとしておられますが、2回目の実施結果でも明らかなように、住民の目線、視点ではなく、福祉、住民サービス削減につながる判定が大半であり、事業仕分けはやめるべきと求めるものであります。

職員の資質向上、研修などで政策能力を高め、行政みずからがむだな事業の見直しや、そして、施策の充実などを進めていくべきではありませんか。

安心して子供を産み育てられる子育てしやすいまちづくりのため、子育て支援のさらなる充実を求めるものであります。他市町に比べおこなっているのが、子供の居場所づくりであり、小学校区ごとの児童館建設を計画的に進めるべきであります。児童クラブは足切りをしないように、また、4年生以降も受け入れを可能にして改善・拡充し、安心して働き続けられるように求めるものであります。

子供たちの成長・発達を保障するためにも5歳児健診に取り組むべきであります。愛知県の児童相談所の相談が過去最高となり、児童虐待は深刻さを増しております。現在、町内でも60件の見守りがある実態が明らかにされております。引き続き早期発見、早期支援で子供の未来を守っていく必要があり、体制の充実を求めます。

愛知県は福祉医療制度を改悪し、子供や障害者などの医療費を有料化する検討を進めており、既に患者負担を導入した場合の推計をし、今年度中に報告を出すともしております。医療費負担分を県と町村の折半で、公費負担で無料にする制度であり、県の有料化に町費負担増ともなるもので、8,000人もの町民に影響する福祉の後退となるものであり、許せるものではありません。1億円余の負担増になることが明らかであり、県に対して制度の存続を求めるべきではありませんか。

T P P参加は、日本の農業破壊につながるだけでなく、医療や地域経済にも大きな打撃を与えるものであります。T P Pに反対し、農業を守る立場を堅持されるように求めます。

東日本大震災で学校体育館の天井落下などが相次いだことから、文部科学省が非構造部材の耐震対策の調査を進めました。調査対象は天井材、照明器具、窓ガラスなどの7項目であります。町内小中学校の非構造部材の耐震化は始まったばかりであり、早急に完了するようにすべきであります。

平成23年度は、2012年3月17日相見駅開業のため新駅建設に向けて整備費を導入した年度であり、一般会計予算は始まって以来の154億円の予算編成となりました。新駅

建設につき込むために財政が厳しいと、住民生活に密着した下水道使用料、児童クラブ、放課後子ども教室、学校体育館施設、スポーツ開放、グラウンド・ゴルフ場、公共駐車場、不動産管理費、勤労者体育センターなどの値上げを次々強行し、住民負担を押しつけたこの決算に賛成できるものではありません。

地方自治体の仕事は、住民の福祉、暮らしを守ることであります。住民の暮らしを支援する町政を進めるよう求めて、反対討論いたします。

認定3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

所得割4.44%から5.0%に、限度額は68万円から77万円へと一気に9万円の引き上げで、さらに高過ぎて払えない国保税となりました。総所得33万円とは、全体の所得の25%の国保税負担となるのが明らかになってまいりました。また、滞納額は2億5,733万円にも上り、滞納世帯の状況別を見ると、国保税応益割のみで29.2%、10万円未満26.7%、20万円未満28.0%、30万円未満10.6%と、低所得者層では3割近い世帯が滞納に追い込まれる事態となり、払えないことはこのことから明らかとなっております。滞納していない世帯でも、国保税が高いという負担感がございます。国保税の収納率は国民皆保険スタート以来、最低レベルに落ち込んだ状況となっているのが全国でも明らかになってきており、幸田町も同じような自治体となっております。

国民皆保険のスタート当初、国保加入者世帯は農業を初め農林水産業と自営業者でしたが、現在では、非正規労働者や年金生活者などの無職の人たちの国保世帯主が多数を占めており、不況や構造改革による自営業者や農家の経営難とともに、雇用破壊で非正規労働者が大量に国保に流入したこと、低所得者の高齢者が国保加入者の多数を占めるようになったことが、この国保会計が成り立たなくなってきた大きな要因でもあります。

年金生活者や失業者が加入する国保は、もともと国庫負担なしには成り立たない医療保険であります。しかし、歴代政権は国庫負担を削減し続け、そうして国保会計は財政難、保険税高騰、滞納者増という悪循環ともなってきました。国は責任を次々と後退させてきたのであります。この悪循環を打開するには、国庫負担をもとに戻し、一般会計からの繰り入れをし、払える国保税に引き下げるべきではありませんか。国保税引き下げの施策として、県下でも均等割の高い18歳以下の均等割3万400円をなくし、子育て支援として、その分を一般会計からの繰り入れで賄うべきと提案するものであります。

国は国保の危機的事態を打開するどころか、自公政権の小泉内閣が国保広域化構想を打ち出し、そして、自民党政権も国保の広域化路線を推進し、2010年の国保会計で広域化等支援方針が全都道府県で策定されました。決算特別委員会でも、保険財政共同安定化事業の対象医療費を拡大して、国保財政の都道府県単位化を行うことが明らかになりました。しかし、この説明でも明らかなように、1人当たりの医療費が少ないところでは現在より負担増となりふぐあいが出てくるなどあります。今回の国保広域化は保険税率を統一するのではなく、保険税設定の権限は自治体に残されており、一般会計からの法定外繰り入れによる国保税軽減策は引き続き可能であります。世帯別5番目、1人

当たり8番目に高い国保税の引き下げをしていくために、一般会計からの繰り入れの増額をすべきと主張し、討論といたします。

認定4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度は、2008年4月に現代版うば捨て山という国民の大反対を押し切って制度がつくられてきました。長年社会に貢献し、戦前、戦中、戦後の苦難の時代を生き抜き、経済発展を支えてきた高齢者を、年をとったら医療費がかかるからと別の医療制度へと差別的に囲い込み、より一層の高齢者負担を求めたものであり、直ちに廃止し、安心できる医療制度をと求めるものであります。

後期高齢者医療制度の廃止と言っていた民主党政権は廃止を4年後に先延ばしし、2013年度まで4年間かけて新制度をつくり、それまでは現行制度を維持する方針を打ち出しました。差別制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとしていた総選挙前の立場からは重大な後退であります

昨年は、高齢者医療制度改革会議報告によって、後期高齢者医療制度にかわる新しい高齢者医療制度の姿が示されてまいりました。これは、75歳以上を別勘定にする現在の制度の根本的な欠陥を変えずに、さらに国庫負担を減らすものとなっております。後期高齢者医療制度の害悪を食いとめるためには、まず、老人保健制度に戻すことであります。高齢者の窓口負担を軽減する財政調整の仕組みであり、制度自体に差別や給付抑制が組み込まれているわけではなく、保険加入、保険料、診療報酬、健診、人間ドック、葬祭費などのあらゆる差別は一挙になくなります。後期高齢者医療制度は、保険料負担が高額所得者ほど負担は軽く、低所得者ほど重く、不公平となっております。それまでは保険料負担がなく、75歳になった途端、保険料が課せられ、年金からは天引きされてしまいましたが、天引きできない高齢者は自主納付で、負担が重くなるほど滞納になってまいります。

広域連合では滞納による資産差し押さえ処分が138人で、前年度の2.4倍にふえ、短期保険証交付件数が502件、保険証未渡し76件であるということが明らかにされております。そのうち幸田町では16人が滞納で、差し押さえが2件、短期保険証6件という実態があり、差し押さえではなく、生活実態を踏まえた親身な納付相談が必要ではないでしょうか。

肺炎球菌ワクチン助成制度を実施すべきであります。県内で10市町が未実施であり、広域連合の制度助成を活用して、来年度からの実施を求め、反対の立場を明らかにします。

認定5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

2011年6月、改正介護保険法が成立したことで、訪問介護の生活援助の時間が短縮されました。従来30分以上60分未満、60分以上の時間区分が、20分以上45分未満、45分以上となり、今まで受けていたサービスが受けられず、利用者にとって介護が十分に受けられないなど苦情が出ていますが、こうした実態をきちんと把握し、必要な量のサービスを提供していくようにしていくべきであります。

厚生労働省は、従前時間は可能との通知を出し、「利用者個々の状況に応じた介護支

援専門員とサービス提供責任者による適切なアセスメント及びケアマネジメントに基づき、利用者にニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきであることは従前のおりである」と述べて、見直し後も継続して提供することは可能としており、このことを踏まえ、介護サービスが十分に提供できるように求めるものであります。

介護保険が始まって11年、3年に1回の見直しが行われ、今年度は第5期の介護保険がスタートいたしました。保険料区分の細分化で低所得者階層の料率引き下げと、その他の区分は引き揚げによって、さらなる介護保険料の引き上げが行われてきたことは御承知のとおりであります。年金生活の高齢者にとって、介護保険料の引き上げは負担増につながり、多くの高齢者が保険料、利用料の負担を理由に利用の抑制をしております。

決算では、保険料減免対象者が115人で、前年に比較して20人の増とはなっておりませんが、まだ十分に減免が拡大されておられません。軽減額も101万3,000円であります。また、利用者負担軽減額も69万3,000円であり、低所得者に対する保険料、利用料の減免制度の拡充をすべきであります。

社会保障・税一体改革は、介護の分野でも効率化、重点化を掲げ、介護サービスの削減と負担増を打ち出しました。団塊の世代が75歳になる2025年に要介護認定者数を現行ベースより3%程度減少という目標を掲げ、軽度者からの介護取り上げや負担増を強いる一方、在宅強化の名のもとに、コストのかかる施設や医療期間の利用抑制を強める方針であります。決算年度では新認定基準で認定審査が行われ、非該当や介護度が低く認定されるなど、まさに介護の取り上げではありませんか。

今年度から地域支援事業に新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設されましたが、この総合事業は、市町村の判断で要支援1・2の人を介護給付から外し、市町村が行うサービスに移しかえることができるというもので、施設や人員などについて国の統一基準はなく、ヘルパーの訪問における調理や洗濯など、生活援助をシルバー人材センターが民間業者の配食や見回りに置きかえることも可能となりました。今年度は導入については見送りましたが、来年度に向けても今までのサービスを低下させず、総合事業を導入しないよう求めるものであります。

特別養護老人ホームなどの待機者が増加しており、県下でも2番目に高い待機者数であり、第5期介護保険事業計画に盛り込み、本年度から介護基盤の整備に取り組まれているのは評価できるもので、一日も早い開所に向け、さらに配食サービスなども盛り込むよう充実を求めるものであります。

介護保険の改善と充実で安心して介護が受けられる制度にと求め、反対討論といたします。

[13番 丸山千代子君 降壇]

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時57分

再開 午前10時07分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

6番、都築一三君。

〔6番 都築一三君 登壇〕

○6番（都築一三君） 私は、今回の決算について、賛成の立場から意見を申し上げます。

本年度は、相見駅開業にあわせたエコタンバスが発車いたしました。4ルートにふえ、スクールバスにもなり、住民の足が便利になりました。また、スクールバスにおきましても、このバスは。

○議長（池田久男君） 質問者に申し上げます。

第何号議案か。

○6番（都築一三君） 認定、一般の1号でお願いします。

済みません。

あわせて申し上げます。

○議長（池田久男君） 質問者に申し上げます。

認定第1号ですね。

○6番（都築一三君） はい、お願いします。

認定1号でございます。

スクールバスにも使いまして、子供たちも元気に通学しております。特に東日本大震災以後、財政の厳しい中、災害に強い町実現のため、防災行政無線デジタル化整備事業で屋外拡声器の子局14カ所が増設され、双方通信を可能にして、災害の情報収集や……

（「24年度ではない。23年度だ。どっちにするのだ」の声あり）

○6番（都築一三君） また、聴覚障害者の皆さんのために文字表示板が貸し出されます。

子育て支援も土日終日保育が実施され、親はありがたいなと思っておられます。

新設課は企業立地課では、雇用、景気対策で町長が陣頭指揮をして動き出しました。

一般会計と各特別会計の決算総額は歳入209億5,331万円、歳出で201億4,318万円であります。歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は8億1,013万円で、翌年度へ繰り越す財源の995万円を差し引いた実質収支は8億18万円の黒字であります。

財政の健全化比率の推移を見てみますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、3カ年平均実質公債費比率、将来負担比率の赤字はなく、しかしながら、プライマリーバランスの改善をして、さらなる借金を子や孫の時代にツケを回さない工夫が必要であります。特別会計は営業収益が減少するものの、健全な状況であるが、黒字化の努力が望まれません。さらに、財政力指数単年度は1.05であり、過去の推移は一昨年1.47から昨年1.15、そして今回の1.05と、財政は辛うじて持ちこたえている状況だと、この数字が示してくれています。

さらに、エコのまち幸田町も太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、電動アシスト自転車など購入助成しています。エコタンバスに代表される、いわゆる空気もおいしいエコのまち「おいでん幸田」にしては助成金が物足りなかったと考えています。今後の増額に期待をいたします。

農業・商業活性化支援など、町長の箱もの行政の中止、持続可能な町運営としている。景気の回復や地球の温暖化、気象の変化で豊かな自然体系が壊れていく中で、里山の復活や幸田町が目指している緑豊かな住みよいまちづくりを。また、幸田の売りである豊

かな自然環境が優先されるべきであると思います。緑住文化都市幸田は5万人都市を目標とするところであると思いますが、今後は幸田の豊かな美しい田や自然をつぶしてまで開発を急がず、焦らず、景気の回復は悪くなっても、すぐ回復しないことを考え、持続可能な町運営を目指している町政は、2年にわたり行われた事業仕分けの経験を生かして、町長の掲げる「誠」の意味を考え、そして、幸田町にふさわしい行政改革に今から行政みずから踏み込んでいただきたい。

住民の暮らしは家計簿に一喜一憂しているわけで、近年、景気の悪いこともあります。新築よりも家のリフォームが復旧しています。生かして使う工夫の精神は貴重で、自然環境のすばらしい幸田町のビジョンに合致しています。今後のインフラ整備に公共施設のメンテナンス、防災の充実にお金がかかります。23年度の決算は持続可能な財政運営であり、計画的な基礎基盤の整備や住民サービスの向上に努めてきた成果の決算であると同時に、22年度と同様、将来を見据えた決算であり、今後も知恵と汗をかいた決算とすべく、さらなる行政改革を目指していただき、将来に期待の持てる、安心・安全な決算として前向きに評価し、賛成とするものであります。

終わります。

〔6番 都築一三君 降壇〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤宗次君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件につきまして、順次討論をしまいたまいますが、決算特別委員会でお断りを申し上げましたように、少々時間を要しますので、よろしくお断りを申し上げます。

認定議案番号第1 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

町民税の個人分は、対前年度比で101%、ほぼ同率と言えますが、法人分では227.9%、3億7,309万円余りの増であります。個人の生活状況は引き続き厳しい状況で、回復に至っていない状況が示されると同時に、法人町民税は本来、正当な申告がなされていれば1億5,800万円増の8億2,285万円余りになるものであります。対前年度決算額比較では5億3,110万円増、228%増となる額へと回復基調にあることをうかがわせるものであります。

いつの場合でもあなた方は、「先行きは厳しい、厳しい」と強調をすることはしても、同じ厳しさにさらされている町民の暮らしを支えることをせず、そればかりか、理由なき公共料金値上げを近隣市のいわれなきねたみ、圧力で強行し、生活を脅かしていることを示す決算の内容であります。

一方、法人分は、リーマンショックから立ち直り、回復基調にあるとき、住民合意も得ずに強行し暴走してきたJR新駅などの建設には22億6,000万円余りの町民の税金の投入であります。

このような財政運営に拍車をかけたのが事業仕分けであります。

これらの事業によって、行政水準と行政の質を引き下げ、住民負担増を押しつけてき

たのが、この決算の内容の特徴でもございます。税収の回復基調を切り下げてきた行政水準と住民サービスを回復させるために有効に使うべきであります。

町税の滞納処分執行状況に示される執行状況は、2009年と2011年度を対比し、この3年間で差し押さえ金額が2,770万円増の5,592万円、198.2%、件数は242.5%増で、40件から90件にふえております。

差し押さえ債権の大半は預貯金であります。その差し押さえの基準は、督促や呼び出しに応じず、納税意欲ないとして差し押さえている実態が答弁で明らかにされております。納税相談を含め、滞納者本人などとの面談は役所に呼びつけることが主体で、個々の滞納者のお宅などを訪問しての納税相談などが実施されているのか、疑問を持つものです。滞納処分執行状況から見えてくる税務行政は先に差し押さえありきで、きめ細かで親身になっての納税相談を、相手方に訪問をすることなどを行わず、まず差し押さえ、「滞納するのが悪い、だから差し押さえる、処分をするのだ」という徴税強化と実績づくりを優先しているものではないかと懸念を持つものであります。角を矯めて牛を殺すの例えもでございます。滞納者の事情はさまざまであります。役所に呼びつけ、強権発動というような短絡的でお役所的な対応でない滞納整理、納税相談を中心にすべきであります。

法人町民税の適正課税を実施し、自主財源の確保を進めるべきであります。全国の都市の80%以上が実施をしているものであります。住民には、近隣市町との均衡、負担の公平、あるいは近隣市のねたみ、圧力などとして理由なき公共料金を強行されたのではありませんか。その理屈でいけば、法人町民税の適正課税は実施されてしかるべきであります。全国の都市との均衡、負担の公平、この主張をするならば、適正課税実施で財源確保をするのは当然なことでもあります。

都市計画税の税制の矛盾点、問題点の解明は、今回も残念ながらされませんでした。都市計画税の課税の合理的で積極的な説明ができずに答弁不能に陥っても、「取りやすいところから取る。我が幸田町は発展途上だから必要な財源だ」という答弁でございますが、全国市町村の3分の1程度の課税実態にあるとき、計画的に廃止をすべきであります。

保育料の多子減免、同時入所の特例は撤廃すべきであります。3人目はどこまで行っても3人目であり、2人目はどこまで行っても2人目であります。さらに、私的契約児にも適用し、実施をすべきであります。実施児だ、私的契約児だと区分し区別する保育行政。保育とはそもそもどこにその意義を見出すのか。それは、集団保育を通じて心の発達を目指すものであります。そこには、実施児も私的契約児もございません。どの子も同じように、保育を通して心の発達を促していく事業であります。区分や特例などは撤廃されてしかるべきであります。

土木管理手数料の官民界協議の手数料は、近隣市町にはない手数料徴収であります。廃止されてしかるべきであります。官民界を確定するために、官も民も共通の利益がある互惠平等の関係にございます。先に手を挙げた住民に負担を課して、その成果はちゃっかりと官が、町がいただいていく、こういうものであります。

その一方で、未登記路線の解消では、町が事業主体で、わずかばかりの報償金を住民

に支払って未登記路線の官民界を含めた解決をする事業ではありませんか。ここにどれほどの違いがあるのですか。決算年度では16万円の手数料収入であります。廃止されてしかるべきであります。

県市町村振興基金交付金の原資は宝くじの配分金であります。つまり、宝くじのテラ銭であります。2011年度の基金特別会計の決算書では438億円近い基金を積み上げ、対前年度よりも8,664万円余りの基金を積み増しております。この協会の設立の趣旨は、市町村の振興でございます。基金のため込みが趣旨の基金ではない、機関ではないということであります。県町村会を通して基金を有効に活用するためにも、基金交付のあり方、抜本的な改革、思い切った増額交付をすべく強力に働きかけるべきであり、県下市町村共通の思いであり、強力に働きかけられたいということであります。

昨年7月4日、監査委員による定期監査で援助団体監査をした結果の報告がされております。その中で、坂崎学区土地利用研究会への16万円の補助金交付が慶弔関係で支出されていたことが指摘をされております。これは、会計処理上の問題ではなくて、研究会の活動の実態をよく示した支出だと指摘できるものであります。補助金交付団体は、ふえることがあっても減ることのない問題だと指摘がされているところであります。補助金頼みの研究会ではなくて、自主的な活動を旺盛に展開するためにも、補助金交付は一たん中止し、その後の研究会の活動を見守るべきであります。

町議会議員選挙、県議会議員選挙が実施された年度であります。9投票所は、いずれも会場に入るとき靴などを脱ぐことになっておりますが、靴を脱がずに投票ができるよう、会場フロアなどにブルーシートなどを敷き詰めることをするならば、靴を脱がずに投票ができるものであります。現に、中央公民館は期日前投票の投票会場であります。中央公民館もフロア会場で投票をいたしますが、ブルーシートなどの敷物はございません。要は、やる気があるのか、やる気がないのか、このことであります。高齢者や障害者など、靴を脱ぐことが難儀な人が大変な思いをしてでも投票をする、その人たちへの思いやりを考え、次の選挙から靴を脱がずに投票のできる会場づくりをされるようにと提起するものであります。

福祉タクシー券交付対象を、高齢者で免許を持たない人、車を運転しない人にも拡充をし、社会参加の機会拡大をされるべきであります。介護予防、生活支援事業は、まさに介護保険の対象にならないように支援をしていく事業であります。高齢化の進展で6事業の対象者が増加傾向で、それにあわせて予算がふえてくるのも当然であります。予算をふやさずに、それどころか、「利用をする対象者が限定をされている、いつもあの人が利用している」、こういう理由をつけて予算を削減する、その入り口を狭め敷居を高くすることは、制度の趣旨、つまり一直線に介護保険の対象者にならないために生活の支援をする事業であります。門戸は広く、敷居は低く、この観点で対処すべき事業であります。

老人福祉センターの果たしている役割の重要性はますます高まっております。築後35年を経過し、時代の要請にこたえようにもこたえ切れない施設上の制約の提起がされております。施設の全面移転か、現有地での有効活用かを含めた抜本的な改善をすべき時期に来ているものであります。早期に抜本的な計画を策定すべきだと提起するもので

あります。

高校卒業までの医療費無料化は思わぬリーマンショックの襲来で足踏み状態にございましたが、県下の情勢は無料化実現へと動き始めております。これまでの町の姿勢は、無料化を前提に、状況を見きわめて判断をする、こういうものでございました。情勢におくれることなく、情勢を無料化へと引っ張っていく、その展望を切り開く役割を担い、無料化実現に踏み出すことを求めるものであります。

住宅太陽光発電システム設置費補助基準を大幅に引き上げるべきであります。安全神話のもとで原発推進をしてきた歴代の自民党、民主党政権、東日本大震災でトイレのないマンションと称されている原発の事故、その終息さえ見えない中で、野田民主党政権は、またもや安全神話を持ち出して、国民のごうごうたる批判と非難、官邸前の原発ゼロを要求する継続した国民の行動を無視して原発再稼働、存続を宣言する新エネルギー戦略を強行しております。原発ゼロを要求する継続した国民の行動は、原発に頼らない電力供給で自然エネルギー、再生エネルギーへの政策展開は広く国民に太陽光発電を求め、その仕組みを新たにつくりました。そのもとで太陽光発電システム設置事業の町の補助金交付単価と限度額を引き下げたことは、時代の要請に逆行をするものであります。地域に降り注ぐ熱エネルギーを住民に還元するためにも、補助単価を7万円以上にし、4キロワット限度をせめて6キロワットに引き上げ、脱原発とクリーンエネルギー活用の支援をすべきであります。

さらに、公共施設や公共用地を有効活用し、太陽光発電パネルを設置し、発電した電力を1キロワット当たり42円で売電し、新たな財源をつくる、さらにはPPS電力購入で電気料金を削減するなどを実施して財源を生み出す契機にこたえた取り組みを急ぐべきであります。

公害対策では、常習で悪質、違法を承知の上で産業廃棄物の不法投棄と処分を繰り返す。さらにまた、これも常習で悪質、違法を承知の上で野焼きを繰り返す、一向に改めようとしません。場所と人物が特定をされているのに、行政は一応主義のアリバイづくり的な対応・対処。その足元を見ていての行為の繰り返しであります。そのことによる被害は、周辺住民であります。行政処分や取り締まり機関への告発も検討するとの答弁であります。検討が検討で終わることのないよう、厳しく対処すべきであります。

塵芥処理事業で住民が問題視し懸念を持つ事業の一つに、決算の成果の説明書で一般廃棄物収集処理事業について、このように説明しております。「廃棄物として処理するのではなく、資源として利用できるごみ処理に努めております」。このように記しております。分別収集で出された資源ごみが、資源ごみとして資源化をされずに焼却処分をされている。岡崎に運び込まれている、こういうことが指摘をされていることであります。

分別収集と資源化率は県下でも上位を占めているのが幸田町の取り組みであります。それは住民の協力。その住民の協力の結末に疑問と懸念が抱かれていることを真摯に受けとめて、ごみ収集以降、後は業者の責任として追跡調査をしない、その実態をしっかりとつかまないとへの疑問の提起であります。結末までの追跡調査を実施し、住民の懸念を払拭すべきであります。

剪定枝は可燃ごみとして収集の対象にされておりますが、資源化でその活用の拡大を進め、可燃ごみ量の削減を図るべきであります。剪定枝の資源化については、先進地視察の成果をもって、いつの日か提起し、提案をしてまいります。

2011年度の可燃ごみ増加は、現状に安住をしてきた姿勢を示すものであります。現状維持は後退につながる。そういう意識と認識を常に持ち続けることの重要性を物語るものであります。先進事例を学び、町に合った形で取り入れる努力をされるべきであります。

幸田産業まつりのマンネリ化は否めません。地元の幸田高校の祭りにふさわしい一過性で終わらない高校生の学校での取り組みを祭りに参加することで地域に知ってもらい、学校や生徒と協議の場を持ち、企画することも大切なことだと提起するものであります。

土地区画整理事業で新たに3地区の取り組みがございます。先ほどの討論にもございますが、幸田の豊かな自然を壊すような区画整理事業については懸念の指摘がなされておりますが、区画整理事業は組合施行が中心で、まちづくりは地権者任せ。地権者の土地利用を最優先に、幸田町としてどのようなまちづくりをするのか、どういう人たちに住んでほしいのか、そのためにどのような町をつくっていくのか。こうしたまちづくりの基本的、原則的なポリシーがないのが特徴でございます。

その結果が、2012年2月現在で提出された資料で総戸数1万3,359戸中、戸建てが9,935戸、共同住宅が3,424戸。その比率は戸建てが74.4%、共同住宅が25.6%。つまり4戸に1戸が共同住宅の町だということであります。この実態は、区画整理事業で補助金は交付をするが、まちづくりは地権者の土地利用に任せ、町は補助金交付しても政策提起もできない実態を示すものだと指摘をするものであります。

総合計画で人口5万人の町を目指しておりますが、この実態は、定住人口増のまちづくりで5万人を目指すものではなくて、景気の動向次第では人口の増減が大きく変動する、そういうまちづくりを目指す総合計画だと指摘できるものであります。ノンポリシーのまちづくりの実態を示すものであります。定住化に重点を置いた区画整理事業とすべきであります。その先例は野場地区区画整理事業に見ることができることを申し上げ、これからの区画整理事業とこれまでの区画整理事業の地域に生かすべきだと提起をするものであります。

教育費でまず指摘すべきことは、リーマンショックで税収が大きく落ち込む、住民の暮らしも大変になる、その最中に小中学生の修学旅行報償金を一律1人500円カット、保護者負担を押しつけた、そればかりかスポーツ振興センター災害共済負担金をこれまで全額公費から保護者負担に半分回し、さらに部活動奨励金、各種大会派遣報奨金は正選手のみを対象にと狭め、補欠選手や応援団などの経費は保護者負担に回してきたことあります。ここにも行政水準とサービスを引き下げ、保護者や住民にその負担を押しつけながら、住民合意もない新駅設置へ突っ走ってきた町の政治と事業への姿勢が見てとれるものであります。

新駅設置の財政負担がなくなりました。税収も回復基調にございます。何よりも子供たちの教育にかかわる町の負担を削減し、保護者負担としてきた事業と予算を回復すべきであります。

就学援助制度は2010年度から新たに3項目が追加されましたが、まだ、その適用実施がされていないということでもあります。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が支給の対象になりました。さらに、学習指導要領の改定で、2011年度に小学校、2012年度に中学校で武道が必須科目になりました。これを受けて、必要な用具などを就学援助費用で支給する取り組みをなされるべきであります。

町民会館を初めとしたハピネス・ヒルは文化振興協会を指定管理者とする管理運営をしております。その文化振興協会の貸借対照表で示されている1億4,028万円余りの、いわゆる埋蔵金は、使われぬ、使うことのできぬ1億4,000万円余りであります。町長答弁で示されたように、文化振興に役立てて使う、このことでまずは文化振興協会が町との話し合いのテーブルを用意し、ともに協議をする条件と環境をつくることではありません。互いに意地を張る事柄ではございません。まずは文化振興協会の姿勢であることを指摘し、来年度の決算審議で指摘をされることのないように対処、対応すべきであることを提起するものであります。

1996年、平成8年にオープンした町民会館など築後16年を迎えております。あちこちと修繕や工事を必要とする施設になってきております。2011年度決算で4施設の工事、修繕実績は87件、1,108万円余りの実績額であります。町と文化振興協会との覚書で1件50万円以下は文化振興協会、それ以上は町の負担で対処することといたしております。しかし、築後16年を迎え、修繕や工事箇所はふえ続けております。1件50万円までは現状のままにしても、件数上限なしでは文化振興協会の負担が余りにも重くなってまいります。

さらには、この負担を減らすためにも、50万円以上になるまで放置していく、こういうことも選択肢の一つになりかねません。そういう懸念ももたれるものであります。町長が言われるように、施設が長持ちするように、適切に維持管理していく、その観点と認識に立つのであれば、修繕、工事費などの文化振興協会負担の総額を抑制する、その額を超えた場合は、町が負担をする仕組みにしていけないと、施設の適切な維持管理に支障が生まれかねない懸念を抱くものであります。

総額で300万円、あるいは500万円程度にと総額を抑制する基準をつくり、文化振興協会と協議されることを提起するものであります。

依然として改められる解決への本腰を入れた取り組みがなされていないのが借地行政であります。14万6,702平方メートル、5,387万円余りの借地料の支払いは、「財政が厳しい、厳しい」と強調するその足元で元金の減らない借金の利払いを続けていることであります。相手があるからこそ借地が成り立つものであります。相手があるから借地解消は難しいとの理由は、借金の元金を減らす元金減らしに本腰を入れた取り組みをせず、借金地獄から抜け出せないための言いわけにしかすぎません。施策の主要な取り組みに位置づけて、本腰を入れ借地解消に取り組むべきだと改めて提起をするものであります。

次に、認定議案番号第3号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

国保税を10.85%、6,000万円もの大增税を強行した決算年度であります。その結果は、要求提出資料で明らかのように、県下54市町中5番目に重い、町村では16町村中第2位、

オリンピックでいけば銀メダルですよ。国保税の重税実態でも明らかであります。いかに無謀な国保税大增税を強行したかを物語るものであります。

法定外の一般会計からの繰り入れは、私どもが要求をしてきた県下平均の水準の繰り入れ。しかし、町村平均を下回りましたが、それは一定評価をするものであります。しかし、せっかくの繰り入れが大增税で帳消しになる、焼け石に水の例えであったと指摘できるものであります。県下54市町村中27位の水準にとどまっていることにも示されているものであります。法定外繰り入れが国保税軽減に役立つ水準に引き上げるべきであります。国保税滞納に関する執行停止額は4,562万円から4,734万円へと増加していることからわかりますように、払いたくても払えない国保税の重税実態が如実に示されているものであります。

国保の財政難と国保税の大增税を招いた元凶は、国の予算削減。自民政権時代の1984年、国民健康保険法改悪で医療に対する国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、連続的な国庫負担引き下げ、医療制度改悪などを強行し、国民に対する国の責任を次々と後退させ、市町村と国民に押しつけてきたものであります。

国保の総収入に占める国庫負担の割合は、1980年度では57.5%、1984年度は49.8%、それ以降連続的に引き下げて、2010年度では25.6%まで後退させてきております。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化を生み、事態を一層深刻化させているものであります。国庫負担率を復元させることが、国保財政と過酷な国保税の悪循環を断ち切る確かな道筋であります。

もともと国保は適切な国庫負担なしでは成り立たない医療保険制度、社会保険制度であります。国保税滞納処分で実績を上げるために、脅迫まがいの督促やなげなしの預貯金を差し押さえる、給与や年金など、生計費の差し押さえが各地で横行するなど、無慈悲な取り立てが拡大をしてきております。法定減免のほかに条例減免を生かして使うべきであります。国民健康保険法第44条による医療費の窓口負担の軽減制度がございすが、あっても使われていないと。そのほかの減免制度もありながら、使われていないのが実態であります。減免制度は、まず行政が知って住民に知らせる、住民が生かして使う、これが原則であります。法定減免、条例減免も生かすも殺すも政治次第であります。減免制度を広く活用すべきだと主張し、指摘をするものであります。

次に、認定議案第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

決算年度は介護保険の第4期の最終年度に当たります。第4期の最終年度の特徴は、10月から要介護認定の方法が見直されて、要介護認定で非該当を判定することを意識的につくり出す。コンピューター判定で要介護の人が要支援1、あるいは要支援2に判定される。従来との認定方法と比べて軽度と認定をする。つまり、要介護認定切りと要支援への移行が強行をされてきた年度であります。

それは、介護認定適正化の名のもとで介護給付の適正化と要介護認定適正化の名のもとで300億円削減し、さらに介護給付切り下げを計算した給付費切り下げと要介護認定の改悪が実施に移された年度でもあります。要介護という介護保険の入り口から利用を抑え込もうというものであります。要介護認定と利用料制限の仕組みが連動する仕組み

自体を廃止しないと、今回のような深刻な事態が生まれてくるものであります。決算年度の要介護認定の改悪は、寝たきりを自立と判定をする、寝たきりの人は寝かせておけ、介護保険も使えなくしようという要介護認定の改悪が強行された年度でもございます。まさに、保険あって介護なしの実態を浮き彫りにしたものだと言及するものであります。

次に、認定議案番号第7 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定議案番号第8 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上2件を一括して討論をまいります。

両議案とも集落排水事業にあつては受益者負担金、下水道事業にあつては受益者負担金を課し、それぞれの事業の財源に充てるといふものであります。そもそも受益とは何ぞやという受益の原則を逸脱した事業会計であることをまずもつて指摘するものであります。集落排水事業も下水道事業も、事業の目的は憲法第25条、「すべての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と国民の権利を規定し、この事業によつてもたらされる受益は一般的な受益であり、事業の目的と、その事業の完遂によつてもたらせられる受益は一般的な受益であつて、特別な受益ではないといふことであります。

さらに、憲法第25条の2で、「国はすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と、国は国民の生存権保障実現の義務を課しているものであります。つまり、集落排水事業も下水道事業も国民の権利として実現する、その目的の事業だといふことであります。また、国及び自治体は、この国民の権利を実現するための責務を有していることであります。したがつて、集落排水事業、下水道事業によつてもたらせられる受益はごく一般的な受益であつて、特別な受益ではない。一般的な受益に対して、受益者負担金を課すなどは国民の権利に対する違法行為だといふことであります。このことによつてもたらされる受益は一般的な事業で、その実現をもたらすものであります。そこには特別な受益はなく、ごく一般的な受益だといふことであります。

さらには、この憲法規定に対する東京地裁の判決は、「国民の権利実現で、その時々予算の有無によつて決定をされてはならず、むしろ予算配分は主導をし、支配すべきである」と、このように判決で断じているところであります。受益者負担金、分担金の法的根拠が極めてあいまいなまま、受益がありとして住民に負担を課すことを認めるものではございません。さらに、集落排水事業受益者負担金は補助対象事業費を除いた事業費の8%が受益対象事業で、その限度額が50万円だといふ受益者負担の課し方であり

ます。一方、下水道事業受益者負担金では、市街化区域にあつては1平方メートル当たり400円、周辺集落の名のもとで市街化調整区域にあつては1平方メートル当たり450円の受益者負担金を課しております。なぜなのか。両事業とも目指す事業目的とその実現は、憲法で言う、文化的で衛生的な生活を実現するための事業であります。その実現で得られる受益は集落排水に。下水道も同一であります。受益が同一であれば、その負担金も、分担金も同一であつてしかるべきであります。しかも負担金、分担金を課す根拠と基準が違うのはなぜなのかと。そもそも受益者負担とは、その受益の限度において法に規定されているものであります。事業費をもつて、その負担金の額を定めてはならないとい

うものであります。

このような疑問や問題提起、何らの合理的で積極的な説明もできないまま、分担金、負担金を課すことを認めることができないのは当然であります。

次に、認定議案第9 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

幸田町水道の自己水源は愛知県によって無理難題を吹っかけられて閉鎖を余儀なくされて以降、県水道100%の受水団体になり、県水道の責任受水制によって、使わぬ水までもその代金。つまり、空料金の支払いをしております。決算年度では使わぬ水の水量は1,012立方メートル、単価1立方メートル当たり1万5,360円という途方もない高い水道料金、総額1,554万4,320円、その支払いをいたしております。受水団体に過酷な負担、空料金の支払いを強いる愛知県水道の責任受水制を改めさせて、使った水量分だけの支払いをするという使用水量制に改めるべきだと私どもは県水道に提案をし続けてきているものであります。

有収率がこの5年間で2.8ポイント低下し、水量にして39万3,781立方メートルに達しております。施設の老朽化やメーター器の誤差などがあっても、年々低下をしていく傾向は危機感を持って対処し、対策を講じるべきであります。配水管の老朽化とあわせて、耐震化を早急に実現するために計画的に事業を進め、安全で安心できる水道事業に取り組むべきであります。

10立方メートル以下の受水槽には清掃、点検と水質検査が義務づけられていないことによって、水道事業の三原則、つまり清浄にして低廉、安定的な水の給水、この一角に懸念を持たれている現状は、水道事業者として早急に改善をすべく、その職務を果たすべきであります。提出資料で明らかなように、10立方メートル以下の受水槽設置箇所は114件であります。そのうち清掃点検実施は68件で、59.6%、実施していない件数は46件で、40.4%に達しております。

さらに、水質検査では実施が55件で48.2%、実施していないのが59件で51.2%、半数以上が水質検査を実施していないことは、設置者が入居者への安全配慮義務を果たしていないと指摘できるものであります。貯水量100リットル程度のタンクもあります。その程度の水量は毎日使われていく水量で、タンク内にとどまる水量ではないので水質検査に消極的な設置者もいる、こういう答弁。これはまさに解説者であり評論家。蛇口の水まで責任を持つ責務で検査の実施を求めるべきであります。さらに、検査の実施には、極めて不十分ではありますが、町の補助金交付制度があり、制度の有効活用をPRし、100%検査実施を目指すべきであります。

認定議案番号第7号・8号・9号の3件に共通する問題は、使用料に自民党の公約違反の消費税転嫁がございます。民主、自民、公明の3党が消費税増税で談合政治を行い、強行し、5%を8%に、そして10%へと増税。さらに、税と社会保障の一体改革では、社会保障改悪推進法と指摘をされておりますように、民主、自民、公明3党の増税連合が国民をペテンにかける談合政治で、国の財政のためなどとして国民の生活をさらなる苦しみのふちに追い込む。国の経済、中小企業、自営業者等の営業と暮らしを塗炭の苦しみに追いやり、国と地方の経済も、財政も、国民生活も立ち直りができないほど

打ちのめすものであります。消費税転嫁をやめ、町民の暮らしと営業を守る施策に徹すべきであると提起をし、討論といたします。

[14番 伊藤宗次君 降壇]

○議長（池田久男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、杉浦あきら君。

[2番 杉浦あきら君 登壇]

○2番（杉浦あきら君） 認定第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

平成23年度の一般会計の歳入は148億8,128万円で、前年度と比較し14億3,768万円の増加となっております。税収の増加の要因は、固定資産税の土地・家屋分については、相見地区区画整理及び坂崎地区の住宅開発並びに3地区の新規市街化区域編入により6,235万円の増収で、これらのインフラ整備は流入人口をふやし、町の発展に大きく寄与しているものです。今後も国庫支出金、県支出金などを最大限有効活用し、環境整備と住民福祉、住民サービスのさらなる充実に努めてもらいたいと思います。

税の滞納繰越分については、前年比806万円増となり、これは収納率向上のため徴税技術の向上を図られ、徴収部門の体制強化をしたことで効果があらわれたことにより増加しているのではないかと思います。今後も収納率の向上を図りつつ、同時にきめ細かな納税相談などに努められたいと思います。

一般会計の歳出は、世界経済の回復の鈍化や最近の円高、株安などにより、財政運営は、当分の間、税収の回復見込みが立たない状況であり、第5次総合計画の指針に基づき、都市基盤や学校環境などの施設整備を始め、子育て支援等の福祉施策及び住民生活の安全・安心対策の推進を行いつつ、減収を踏まえた現状の歳入に見合った予算規模に縮小を図るため、さらなる行財政改革に取り組み、行政水準の維持に努めながら、持続可能な秩序ある健全な行財政運営を展開しているようです。

町長の重点施策「3駅プラス1」構想は、幸田駅、三ヶ根駅、相見駅の三つの駅を中心にコンパクトな市街地形成を目指しており、23年度で相見駅の開発は終了し、今後は、幸田駅、三ヶ根駅の駅前中心市街地への再構築を図り、相見駅周辺のように活性化してもらいたいと思います。

23年度の相見駅周辺では50世帯の増加があり、町内でも一番発展している地区ではないかと思われま。現状では、「箱ものはつくらない」を実行し、最小限の経費で最大の効果をという地方自治の原則を十分に認識し、効率的・効果的な事務事業の執行を図り、住民サービスの向上、安全・安心なまちづくりに一層努めてもらいたいとお願ひし、賛成討論といたします。

[2番 杉浦あきら君 降壇]

○議長（池田久男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情5号 愛知県の福祉医療制度の存続、拡充を求める意見書の提出を求める陳情書について、委員長報告は不採択であります。私は、この陳情を採択する立場から討論を行ってまいります。

大村愛知県政は、子供や障害者、母子父子家庭、高齢者等の福祉医療制度を有料にする検討を進めております。愛知県は、6月1日に全市町村の担当者を集めて、患者負担を導入した場合の将来推計結果を説明し、また、医師会にも示してまいりました。今後、名古屋市など主要市町の担当課長で構成する担当課長会議を設けて、制度見直しの論点を整理し、今年度中に有料化をまとめ、2014年度には新制度実施を目指すとしていくところであります。福祉医療制度とは、国の公費負担医療制度の対象とされていない制度で、子供や障害者、母子父子家庭、高齢者等が安心して医療が受けられるよう、医療保険の自己負担分を無料にする独自の制度であります。長年にわたり県民から喜ばれ、命と健康を支えてきた制度であり、縮小ではなく、さらに存続、拡充することが求められるものではないでしょうか。

大村県政の将来推計は、医療保険の改悪をねらう厚生労働省の資料を使い、現行制度のままなら2031年度には公費支出が1.7倍にふえるとし、1割負担の導入で子ども医療の場合、公費支出は現行の51.1%で半減すると試算するなどであります。制度見直しの観点は、結局財政であり、現行の医療費無料制度が弱者や低所得者の健康維持と生存権保障に果たしている役割を評価しておりません。大企業には1社100億円の設備投資補助金制度をつくる一方、県民145万人の命綱になっている福祉医療を切り捨てようとしているのであります。

こうした県の見直しの動きに対して、名古屋市や春日井市などを始め、ことし6月議会では8の自治体が医療費助成を県の制度として堅持していただくよう強く要望するなどという意見書が上がっているなどであります。医療費負担分を県と市町村の折半で公費負担とし無料にするものであり、町費負担増にもつながるものであります。幸田町では8,000人以上も影響を受けてしまいます。県民の命と健康を守る福祉医療制度は、制度縮小ではなく、存続し、充実を求めて陳情を採択し、さらに、県に対して意見書の提出をと主張とし、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） ほかに賛成討論はありますか。

ほかに賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第39号議案 幸田町防災会議条例及び幸田町災害対策本部条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第39号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第40号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第40号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第41号議案 平成24年度幸田町土地取得特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第41号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第42号議案 平成24年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第42号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第43号議案 平成24年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第43号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第44号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第44号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第45号議案 平成24年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第45号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第46号議案 平成24年度幸田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第46号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第47号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第47号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、認定議案第1号 平成23年度幸田町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第1号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第2号 平成23年度幸田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第2号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第3号 平成23年度幸田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第3号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第4号 平成23年度幸田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第4号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第5号 平成23年度幸田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第5号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第6号 平成23年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、認定議案第6号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第7号 平成23年度幸田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第7号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第8号 平成23年度幸田町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、認定議案第9号 平成23年度幸田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、本案に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり認定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、認定議案第9号は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第4号 定数改善の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書に対する委員長報告は採択であります。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、陳情第4号は、採択することに決しました。

次に、陳情第5号「愛知県の福祉医療制度の存続・拡充を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択にすることに決しました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩といたします。

午後は、1時から再開いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後1時00分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第3

○議長（池田久男君） 日程第3、議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

〔9番 水野千代子君 登壇〕

○9番（水野千代子君） 議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者

〔9番 水野千代子君 降壇〕

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案1件について質疑を行います。質疑は1議題につき1人15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

議員提出議案第3号について、質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（池田久男君） 以上で、議員提出議案第3号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会での付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第3号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）の提出についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決されました。



日程第4

○議長（池田久男君） 日程第4、第48号議案 損害賠償の額の決定について、第49号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、以上2件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案第48号議案につきまして、提案理由を説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

第48号議案 損害賠償の額の決定についてでございます。

相見駐車場フェンス外側の草刈り作業における、駐車車両のリアガラス破損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、駐車車両所有者に対する損害賠償の額の決定に伴い、必要があるからでございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

事故の発生日時にあつては、平成24年9月14日金曜日午前10時20分ころでありまして、事故の発生場所は、額田郡幸田町大字菱池字蓮池地内でございます。

事故の発生施設は、相見駐車場で、損壊車両は日産キューブの普通自動車で、損害賠償額につきましては32万4,728円でございます。

駐車車両所有者は、額田郡幸田町大字菱池字細井100番、長縄奈緒氏でございます。

なお、関係資料につきましては、別途1ページから2ページでございますので、御参照いただきたいと思います。

それでは、また続きまして、これに関連いたします補正予算関係について説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします

第49号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ133億831万6,000円とするものでございます。

追加について補正予算をさせていただきました理由は第48号議案にて説明させていただきましたが、駐車車両所有者に対する損害賠償の額の決定に伴い、必要があるためでございます。

それでは、まず歳入につきましては14ページをごらんいただきたいと思います。

75款の繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を32万5,000円追加し、財源調整するものでございます。

歳出につきましては、16ページをごらんいただきたいと思いますけれども、30款の労働費につきましては、賠償金32万5,000円を新規計上するものでございます。

以上が平成24年度幸田町一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御可決・承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（池田久男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

まず、第48号議案の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） まず、この事故によって、なぜ保険対応とならなかったのかというところでございますが、その件についてお尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 私どもは今まで、施設等の管理に伴いまして事故が発生した場合に、町でかかっております全国町村総合賠償補償保険、こちらで賠償等の要件が出た場合に対応ができることを思っておりました。それで、今回の事故の事案をそちらの保険のほうに上げてまいりました。その結果わかったことでございますけれども、本来、この町村会に入っている保険は、国家賠償法、あるいは民法、それに照らし合わせまして、公が賠償の責を負うというものに対して保険がされるということでございます。

ですが、その条項の中に、実は、自治体の受託物という取扱規定がございます。要するに、住民の方から財産を預かったというものでございます。そうものに事故とか行為も含めまして、賠償のことが発生した場合、そちらの条項によって処理がされるという経緯でございます。

ところが、そちらの中身を見てまいりますと、いわゆる保険の対象外というものの項目がございます。その冒頭に、自動車、自動二輪車等という規定が真っ先出てくるといことございまして、こちらでもちまして今回のものは私どもが考えていた町村会の総合賠償補償保険、こちらの対象にならないということがわかった次第でございます。まことに認識不足でこのようなことになりまして申しわけございませんが、以上のようなことで保険から外れたということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の事故は偶発的に起きた事故であって、その責任云々という問題ではないわけでありまして、しかしながら、作業をする、あるいはこうした労働する上におきまして、やはりこの保険対応ができるようにしていくべきだというふうに思うわけでありまして。

そうした中で、今回の事故についていえば、公共駐車場において、臨時職員が、いわゆる公共の立場にある職員が起こした事故であるわけですので、どちらかの保険と申しますか、例えば、公共駐車場における保険と、それから、職員の事故における賠償保険と、そういう2種類の対応ができなかったのかということでございますけれども、その点についてお聞きしたいというものでございます。

それから、先ほどの全国町村会総合賠償補償保険という、この内容について資料として提出していただきたいということと、これはどの範囲まで入っているのか、その点についてもお答えいただきたい。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、公共駐車場の保険はということでしたが、特に私どものほうでは別に保険等をかけるということをしていなかったということでございます。

それから、この事故を起こした作業内容でございますが、町のほうで雇用した、いわゆる作業員を使用する町の立場でございますので、それらを他の法規で確認いたしましても、私どもの賠償の責任があるであろうと。

全国先のほどの市町村賠償補償保険の部分でございますけれども、非常に膨大な資料といえますか、枚数もなるわけですが、それら、今、議員のおっしゃられた対象となる施設等の部分、それを抜粋で写し等ということでもよろしいでしょうかと、逆に御質問するわけではございませんが、資料のページが非常に多くなってまいりますので、そのようなことでいかがかと思えます。それでよろしければ、後日、資料としてお出しをさせていただきますと、かように思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは自治体が加盟する損害賠償保険の内容でございますので、資料として提出をいただきたいというふうに思います。

それから、いろいろな駐車場におきまして、例えば、民間でもそうでございますけれども、「事故が起こった場合には一切責任を負いません」という、こういう立て看板等も入っているわけでございます。そうしたときに、公共駐車場において、たまたまこの原因が、小石がはねて、それが原因でガラスが割れ、飛散したということでございますので原因者がわかっている。そういう点からすれば、なぜこの対象にならないのかが非常に疑問でございます。手落ちだったと言われるわけでございますけれども、こういう事例がほかにもあるのかということでございます。

やはり、住民の税金が使われてくるわけですので、その辺はやはり、保険につきましてはきちんと対応できるようにすべきだというふうに思います。そうした点で、再度調査し、そして、適用できないかどうかということもきちんとした上で出していくべきではなかろうかというふうに思いますが、その辺はもう既に確認済みということでもいいのかどうかということでございます。

次に、日産の見積書を出していただきました。この中で、損害見積金額32万4,728円が示されておりますけれども、その明細を見ても、例えば、レンタカーの費用というところで一式出ておりますけれども、例えば、こういう事故が発生し、そして、この修理に出した場合は、こうした代車の費用というのは、これは社内で持っている代車を適用してやるわけでありまして、保険だから、こういうふうにレンタカー費用として請求されたのかというふうに思うわけでありまして、この辺はやはりきちんとディーラーときちんと話し合いをしていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、私から総合賠償保険のほうの適用がなぜできなかったということにつきまして、若干補足させていただきたいと思えます。

一般的な道路などで草刈りなどをして石が飛んだといったような場合には、この総合賠償保険というのは適用がございませぬ。これまでもそういった事案というのは本町におきましてもございませぬ。ただ、今回の相見駅の場合につきましては、現金を徴収させていただいて町のほうで管理をする、先ほど預かり物ということで話がございませぬけれども、そうした管理を町のほうとして責任をもって対応するというような、そういった管理というものがあるわけがございませぬ。こういった施設につきましてはの部分については、この総合賠償という適用ができませんといったような判断がございませぬ。

これに対応するものといまして、自動車管理賠償責任保険という保険制度というものがあるわけがございませぬ、この内容については、今後、私どもとしても内容をよく整理させていただきまして、ほかにそういった制度があるのかどうか、こういった点についても勉強させていただいて、こういったものの適用を考えてまいりたいというふうに考えているところがございませぬので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 駐車場等の看板に「一切の責任等」といううたいがあるやということがございませぬが、やはりこれらの看板に表記してあるものは、言ってみれば、逃げの口上かと。実際問題、過去の事例等を私も聞く限りでは、最終的にはやはり管理者の責任等がついて回るということがございませぬ。

それから、見積りの代車の件がございませぬけれども、今回賠償をかける当事者におかれましては、毎日の生活に必要な足でございませぬ、それらのものを、例えば公用というような例も出たわけがございませぬが、それら乗用にかわるような内容等については、町でも特に用意がございませぬので、今回、同格な内容の車両をもって足を確保させていただいたということがございませぬ。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この公共駐車場におきまして事故が発生した場合は、この総合賠償は対象外ということになれば、やはり町が管理をするこういう有料の駐車場について、責任を持って管理をしていく場合は、何らかの事故があつた場合は、これは管理責任が問われるわけでありませぬので、そのような保険適用ができる保険に加入すべきだというふうに思ひわけでありませぬ、そうした手でのきちんとした調査をし、そして、住民の皆さんの動産を預かるわけがございませぬので、そのように対応していくべきだというふうに思ひます。

また、なぜ私がこのようなことを言うかと申しますと、今回は、公共対公共のもの同士の事故の問題であるわけですが、片や、公共で雇用をした職員が起こした事故に対して、なぜこれは保険適用ができませんかと、こういう問題であります。逆にもう一つの、要するに、被害者、加害者でいえば、例えば、公共駐車場の場合は被害者になるわけです。ですけれども、事故を起こした職員のほうは加害者になるわけですから、両方のどちらかの保険が適用できるようにしていくべきだつたというふうに思ひわけでありませぬので、なぜ事故を起こした加害者の職員の保険適用ができませんかと、ここを非常に疑問に思ひわけでありませぬので、そのような保険というのはないのかと、対応できないのかと。

たまたま、この事故車両の責任はそうだったかもしれないのですが、これは保険会社同士の事故割合によって負担割合が決まってくるわけですね。ですから、保険会社同士の話し合いの中でできなかったのかという問題であります。その点について、きちんと明確に答弁がいただきたいというふうに思います。

それと、このレンタカー費用ですけれども、私は、この入庫予定日は9月14日にはなっています。納車予定日が9月30日になっています。おおむね半月間の修理日数がかかるわけでございますけれども、こういう場合、保険だからレンタカー費用ということが堂々と明記されてしまうということなのか。通常ですと、事故を起こしたときでも何でもそうですが代車というのは、やはりこれはディーラーや修理会社が自前で持っていて、便宜を図ってユーザーの足を確保する、こういうふうなサービスをしているわけですので、なぜこれができなかったということでございます。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、公共駐車場の部分で保険の適用どうかということでございますけれども、先ほど私も申しましたように、自治体の受託物と、いわゆるお客様から預かったということですのでけれども、例えば、駐車場の部分について、この保険の見解のほうは、確たる柵等で隔てられている、あるいは常駐の管理人がいてされているというようなものについて、この自治体の受託物というみなし方ということでございます。その中で、適用外という項目でたまたま自動車が引っかけたわけでございます。といいますと、この見解に基づきまして例示いたしますと、役場の駐車場、これは管理人がそこにいるわけでもございません。それから、自由に出入りもできるというものは、この受託物というみなし方にならないということでございますので、これはまた取り扱いが変わってくると。いわゆる対象になってくるというようなことでよろしいと思います。

それから、使用者等あるいは行為者というもので保険はどうだということでございますが、私どもについては、先ほどから出ております全国町村会のほうの部分でできるだろうということを思った次第で、他の保険に入ってございません。また、雇用いたしました臨時の職員といいますか、そちらについても特に保険をかけてございませんので、今回の賠償するに足りるものではなかったということでございます。

代車の件でございますけれども、ディーラーにそれなりの車両等、お客様サービス用に、例えば修理等の部分に、所有している車を使えば、あえてレンタルしなくてもできるのではないかとということでございますが、この事故発生、そして、お客様が取り引きされているということで持ち込んだそのディーラーのほうでは、あいにく貸し出しできるような車両のストックがなかったということございまして、本来、町のほうもそういうことが何とかならないかということで話もいたしました。ないものはいたし方ないということで、それでは、よそから回してということにもならなかったようでございます。そういうことで、それではやむを得ず、先ほど言いましたが、同格の車両をもって足を確保するということをしていただいたということでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 開会冒頭に総務部長が、資料不足でございましたと、こう言っているわけです。その前日に、資料を出せと言ったら、開き直って、「研究させていただきます、検討させていただきます」と。あなた方が32万4,000円の損害がありますよと議案関係資料だけ出して、それを裏づける資料の不足を言ったら、もったいぶって、「研究します、検討します」と。そういうレベルか、そういうラベルか。自分たちが出した議案に対して正当性を主張し、議員に十分な理解を得るために必要にして十分な資料を整えるのはあなた方の責任でしょう。それを少し指摘したら、開き直って、「研究します」と。研究する内容か。何をもったいぶっているのだ。その程度の行政のレベルとラベル。そういうのが今、丸山議員が指摘した内容まで発展してくるわけです。

要は、今後、議会に御理解と御議決をお願いしたいと。そうしたときに、至らなさはだれにでもある。手違い、間違い、勘違いでいろいろな問題点が出てくる。オールマイティーではないので、そうしたときの対応を、開き直って、「私たちは役人だ。役場の職員で、皆さんからいただいた税金で飯を食っているのはお上だ」と。こんな感覚で対応しないでくださいということだけ申し上げて、早速質疑に入ります。

まず、この事故の関係で対応した職員は何名ですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 事故の関係で、直接対応させていただきましたのは、課長以下3名でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは、当初から課長以下3名ということなら、課長以下含めて全部で3人で対応したということですね。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 直接本人と行き会ったりの話し合い、あるいはディーラーとの話は、ただいま申したとおり、課長含めまして3名でございます。それ以外に、先ほど来出てございますが、保険の関係の部分には、私どもの所管ではございませんが、そちらでも人は動いていただいております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この事故、言い方が悪いけれども、わかりやすく言えば事故車両と。事故車両について、車検証の確認はしましたか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 車検のほうも確認いたしまして、それでディーラーのほうでも、当然でございますが、最初に持ち込んだ段階で、傷の部分等も含めて確認を当事者、私ども町、それから、ディーラーと三者で確認等もしてございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それに対する資料が出てしまっているのでは何ともならないけれども、本来なら、この資料がなくても、事故が起きた。あなた方の中では加害者意識というのが極めて強いわけです。加害者の意識だから、「御無理ごもつとも、何ともなりません、ひとつよろしく願います」と一生懸命もみ手して謝り算段しているような姿が出て

いるわけです。

これからもあるので申し上げておくけれども、事故が起きたときには、補償と事故の現認とは別な問題です。現認をきちんとする。そういう点でいけば、この今回の事故の関係からいけば、まず車検証を確認することなのです。これは向こうで確認しただけであって、もちろん車の所有者の了解がなければいけない。まず車検証の確認。車の登録年月日、型式、種別というのがあるわけです。そういうものと、もう一つは走行距離。言ってみれば、ここでいけば、新車で登録しただろうと想定するのが平成15年11月27日、走行距離が8万4,507キロメートルということですよ。そういうのは、車検証できちんと確認をすること。こういう文書が出て、「やっております」と言ってもわからないわけです。例えば、こういうのは相手があったら出てきたただけであって、それも洪々という形でやったので、ともかくそういうのを確認するというのと、もう一つは、この事故車に対して相手方がどういう保険に入っているか確認しましたか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） やはり、議員もおっしゃられましたように、車検等の部分は、本人と行き会ったら早速確認するということは教訓としてまいりたいと思います。

それから、今、おっしゃられました相手の保険でございますが、そちらのほうは特に確認はしてございません。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ、相手方の保険の加入を確認したか。その確認の中でも、全く無保険者。任意保険は一切入っていないということなのですよ。一般的にいう強制保険は、これは車両を保管し運行する限りは強制という一般的な言われ方をしているから強制保険はある。しかし、任意保険は入っておりませんよ。ただ、対物であろうと、対人であろうと、車両であろうと、そういう任意の関係の保険は入っておりません。入っていない車両ですということの確認ですが。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 私はその子細までは承知しておりませんので、直接その現場に立ち会った職員等、そこまで確認しているのかなということを思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 確認していないのを、「どうした、どうした」などと言ってもしようがないわけです。要は、私がなぜそれを聞くのか。相手が任意保険の車両保険関係に入っておれば、相手の了解が得られれば、この事故に対する対応はできるのですよ。被害者の保険を使ったとしても、被害者に後で求償措置をすればできるわけです。求償というね。

そうしたときに、相手のその保険にかかわる点数は加算されません。相手にとって何の実害もないといったときに、幸田町として保険対応できれば、言ってみれば、これは、これ幸いだというのは、この見積もりもぶっかけです。後で細かいことを申し上げるけれども。ぶっかけられて、日産が相手の足元を見てがたがた、がたがたと。「相手は幸田町ではないか。自治体ではないか。もともと金銭感覚のない自治体だ」と、こういうことでぶっかけをやっているわけです。ですから、そうしたことについても、今、

あなたが、「保険は任意に入っているかどうかわからないから、それだけにして」と。それ以上のことを申しません。そういうことと、先ほど申し上げたとおり、車両登録してもうじき8年です。8年できれいに乗っているというのは、こういう言い方は一般論です、この方を指して言っているのではない、一般論として、8年近く乗っていれば、どこそこ傷がついてくるのは当たり前ですよ、細かい傷が。大きな傷があったら、……。ササの葉にぴっと触れば傷がつくと。その傷の確認はしたか。今回の小石が当たってリアガラスが破損をした。破損をしたことに伴う新しい傷として確認したか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） それにつきましては、このディーラーに持ち込んだときに、これは最初の部分でございますけれども、その部分で、写真も撮るといことも含めまして、現場で三者で確認し合ったということでございます。確かに、議員おっしゃられるように、経過年数も車両としてはございますので、幾らかあったのかもしれませんが、今ついた傷かどうかというものはやはりわかるということで、現場で三者で確認し合っ、て、こういったものに損害が出ているということは確認を済ませております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） もののついでに、もう車検を近いと、ことしの11月に車検ですから。それではということで、ぴゅうっとウエスでふけばきれいになってしまうことだってあるのです。そういうことも含めていくなれば、本当にこの傷が小石がぶつかって傷ついた新しい傷かどうかというのは種別ができるものです。こういうものはどさくさ紛れに、あれもやっしまえ、これもやっしまえというたぐいの見積書だと。ディーラーなどというものはとんでもないなと、こういうふう思うわけです。

そうした中で、まず、外装パネル、バックドアパネルということは何を指しているのかといたら、こういうドアです。こういうドアをそっくりかえたのではなくて、傷があるから修理しましたよと。それが5万円ということですが、それほど傷というよりも、手を入れれば、もののついでにほかのところもきれいにしなければしょうがないことは事実です。そこだけぴっとやればしまが残るというのは、あばたもえくぼではないけれども、ぼとぼとなってくるという点もあると。

それから、外装ガラス、バックドアガラスといいます、ガラスはどういう傷ですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） どさくさに紛れてということをおっしゃられましたけれども、それは私どもはないというふうに思っております。

それから、ドアパネル等の部分、今、議員もおっしゃられたとおりでございます。その場所でございます。

実は、このガラス、私もこの事故によって報告を受ける中で知ったわけでございますけれども、何かこの車は、非常時にはこのガラスを割って出るような強化ガラスになっているということで、細かく割れるガラスだということを聞いてございます。強化ガラスということは私も聞いております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それは必要だということと、もう一つは、これはプライバシーガラスか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 特に私どもが持っている写真から見れば、プライバシーといえますか、中は見にくい、スモークのかかった、そういう内容に手元の写真等では見えます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） このガラスの取りかえですね。このガラスの取りかえが8万5,786円、こういうことですが、ガラス本体は、これはガラスを全部かえると周りのモールも一緒についてくるわけですが、それが掛け値なしで5万5,600円です。掛け値なしで5万5,600円。これは複数の町内の業者にいろいろお聞きした結果の値段。それに工賃をぶっかけて2万3,000円としてやっていくと、これには合わないということと、もう一つは、その下のラジゲーター、これはどういう趣旨のものですか。これを取りかえなければならないという内容は何ですか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） まず、この見積もりでございますけれども、議員と同じような気持ちを職員は最初持ちまして、見積もりの中に、いってみれば、法外にといいますか、求められてここに乘ってくるのではないかということをおそれまして、それを現場でディーラー等の担当にも、「どうだ、そういうことはないか」ということで問いをいたしました。その返事は、「やはり今日、これらの車の部品を例えば修理するという場合には、今のことで、電算で全部なっております。そうしたところで、もの、年式とか、場所、規格的なものを入れますと、自動的にもう単価が入る。工賃も幾らということで、それは私どもに限らず、同じように電算でもう出ます。それを細工をすることもございません」ということでございました。

横文字のラゲッジフィニッシャーというものでございますけれども、これらのものは、このバックドアにくっついたところの内壁、内壁というと自動車にはそのような表現はないわけですが、内装の部分で、荷物室の横にある表面を覆ったものだということによるかと思えます。そちらに落下したガラス等が傷をつけてしまっているということがございました。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その傷がまさに飛び散ったガラスによるものかどうかの確認はしたか。たまたまガラスがついていたものをそのせいにする事だってあり得る。ましてや今の話で、それは現金正価、あなたの言うのは定価です。どこの商売でも、ずっとやれば定価で入ってきますよ。だから、定価からどこまで値切るかというのは商売の極意ですよ。それぞれここだって取り引き先があるわけです。そうしてやってきたときに、現金正価はそうですよ。それは当たり前でしょうが。ぶったくりをする人間に、「あなたぶったくっているな」と言っても、「ばかを言うな。こんなものは当たり前ではないか」と言われてしまうだけなので、少しは町民の税金だということの心得を持っていないければいけない。「どのみち私の財布から出ない」と。その感覚だから、「仰せのと

りでございます。私のところは加害者責任でいっぱいございまして、言われたとおりやっておきますわ」と、こういう感覚ではないのか。それは余分な話です。

内装の傷だと。トランクにあった内装カバーみたいなもの。その傷というのは本当にそうなのか。ぽんと割れたということですが、では、その傷は事故車の右か左か。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） この傷については、先ほども言いましたけれども、私ども職員も、ディーラーも、所有者も、同じように現場を順番に確認し合ったということで、これらが事故に伴うものだとということでございます。

それから、もう一つ、ラゲッジのフィニッシャーですね。これらのものは左右にありまして、そちらのもの、左右ともだと。RH、LHということで、左右ともということのを伺ってございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 事故の状況を想定して、小石が飛んで、ガラスだから、ぴっと飛ぶといったときに、左右均等に切るか。同じようなところに傷がつくか。その傷ついたところが左右対称のような傷のつき方をするか。角に当たっているわけでしょう。角に当たったときには、もちろん当たり角度からいえば、飛散するガラスの形は変わってきますよ。しかし、左右につくなどということは想定外です。それをきちんと現場で確認して、こういう状況だというのが確認されていなかったら、「少し傷がついて破れかけているから、それでは入れておけ、入れておけ。どのみち町民の納めた税金。自分の財布は痛めないわ」と、このような感覚ではないのか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） ガラスは片一方のほうに寄って小石が飛んで割れたというような状況でもないようでございます。ほぼ中央に近い部分だろうということでございます。

それから、先ほど言いました強化ガラスで、非常用で、もしかのときに細かく割れると。やはりそれらのものが原因として、散ったときに、先ほど言いました右、左でございますが、職員等も確認したように、それらの傷がついたということでございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こういう資料明細がなかったの、議案関係資料だけしかなくて、資料を出せと言ったら、「べー」だと言われたので、あちこち想定した中で、業者にいろいろな相談もしました。そうしたときに、ガラスだけではなくて、ドアパネルを含めて全部かえたと。細々とした傷の修理や塗装ではなくて、ドアパネルを全部かえたときに、製品としてはドアパネルは真っ黒でくるわけですね。さびどめをして黒である。それを現場の色に合わせて塗装をかける。そういうのをトータルで含めても20万円です。ましてや、ここでいけば塗装の関係です。塗装の関係だけでも6万1,530円。町内の業者の見積もりでいけば5万3,000円です。町内業者の塗装技術が悪いとかいうのではない。業者だって、どこの業者だって商売だから同じ色に合うように調合して、新品の黒で塗ってある鉄板をぴいーっと塗装する。それで5万3,000円だと。こういうところはぶっかけです。

だから、そうしたときに、これは21日に見積書が出された。この見積書があったときに、町内の業者とかそういうものに名前を伏せて、「こういう修理の内容についてどうですか」という検証をしたか。ほかのほうから見積もったか。見積もって、この日産キューブの見積もりがぶっかけだと言ったら、これは内々でその話をしたらいいわけです。被害者に相談しなくてもいいわけです。そうしたとき、そういう手だてもとったか。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） 塗装の部分でございますが、私ども、今回の事故で確認しているものは、そちらの塗装部については、下地といたしますか、さびどめの塗装まで見えている部分もあったということでございます。よって、それらの部分をパテを埋め込んでレベルリングして、それから塗装等も行うというような工程を伴ったということでございます。

それから、次に、他の町内のモーター等、そちらでこれら既にいただいた見積もり等を検討するという、これについては行ってございません。ただ、今後あった場合は、そのようなことも行ってまいりたいと、かように思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この資料の説明でいけば、あるいはコピーのカラー刷りで見ましても、本体に当たってドアパネルに傷がついてパテまで出てしまっていると。そういう傷ではないという点からいけば不信感が残るよということを申し上げておく。

それで、レンタカーの関係で、これはどこのメーカーで、どこのレンタカー屋で、同格だ、同格だと言っているだけで、1日幾らで、どういう車種で、何シーシーか、全部言ってください。

○議長（池田久男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居元治君） レンタカーでございますが、日産のティーダということを知っております。私は車に詳しくないものですから、ティーダという車の排気量は何シーシーかということは存じ上げていないですが、基本的にはこのレンタカーを手配していただくときには、このキューブの同格車で考えてほしいということでございますので、恐らくこの事故に遭った車とほぼ同じくらいのクラスであるというふうに思っております。

それから、少し話を戻しますが、このバックドア等についた傷、これは確かにガラスだけではないかもしれません。それは、その落ちていくのを見てどうこう言ったわけではございません。ただ、今ついたなというような部分の傷だったということでございますので、当然、この大きな石は確かにガラスを割ったかもしれませんが、私どもの草刈り作業において、幾らか飛んだ石が傷つけたこともあるなということも思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、第48号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありませんが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後1時55分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第49号議案の質疑を許します。

ありませんか。

以上で、第49号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（池田久男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております2件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

まず、第48号議案 損害賠償の額の決定について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第48号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第49号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池田久男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第49号議案は、原案どおり可決されました。

日程第5

○議長（池田久男君） 日程第5、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、防災対策特別委員会委員長か

ら、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。
お諮りします。

委員長申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(池田久男君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成24年9月3日招集された第3回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時09分

○議長(池田久男君) 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成24年第3回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼とごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る9月3日から本日までの24日間の長期にわたりまして、大変御多用にもかかわらず終始御熱心に審議をいただき、私どもが提案させていただきました人事案件3件、報告案件1件、単行議案2件、補正予算8件、決算認定9件、追加提案いたしました単行議案1件、補正予算1件、合わせて25件の全議案、可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御提言等を十分留意いたし、今後の行政執行に生かしてまいりたいというふうに思っております。よろしくお祈りを申し上げます。

特に、平成23年度の決算は1年間の行政活動の総決算でもあり、議員各位からの御指摘・御意見等を真摯に受けとめまして次年度以降に生かしてまいる所存でございます。よろしくお祈りをいたします。

また、8名の議員の方からいただきました一般質問につきましては、どなたの質問も時機を得た内容でございます。その都度答弁させていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に当たって大いに参考とさせていただきます、活用してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお祈りをいたします。

ここで、3点ほど御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点でございますが、現在、5月7日から9月30日までの間、庁舎内のクー

ルビズに取り組んでおりますが、気象庁発表の10月予報で、平均気温が平年並みから高くなる確率が高いとされておりまして、現在の終了期間である9月30日を10月31日までの1カ月間延長することといたしましたので、よろしくお願いいたします。

2点目は、本庁舎の電気消費量についてでございます。平成24年度の4月から8月の本庁舎の電気消費量を平成23年度と比較いたしますと、約7,000キロワット削減されております。これは約4%の削減でありますけれども、クールビズの取り組みや、本年度始めて試みたわけでありまして、緑のカーテンの効果が変われたものとも考えております。今後も全庁挙げて節減に努めてまいりたいと思っております。

それから、3点目は、庁舎の防水補修工事でございます。8月から補修工事を実施し、来庁の皆様方に大変迷惑をかけておりますけれども、工事については11月30日までの予定となっております、引き続き御迷惑をおかけいたしますがよろしくお願いを申し上げます。

なお、平成25年度の予算編成時期に入ってまいりますが、解決しなければならない問題、課題も山積いたしております。緊急度、重要度をしんしゃくしながら、少しでも町民の要望におこたえすべく、最大限の努力を払ってまいり所存でございます。よろしくお願いをいたします。

これからの秋の深まりとともに、スポーツと文化のシーズンを迎え、計画しております町民大運動会、文化祭、産業まつり等、各種イベント諸行事も控えております。議員各位におかれましては、何かと御多用とは存じますが、ぜひ御出席いただきますようよろしくお願いをいたします。

また、季節の変わり目に入ってまいりますので、体調管理にはくれぐれも御留意され、町政発展のため活躍あらんことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たってお礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（池田久男君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

第57回町民大運動会が10月28日日曜日午前8時30分から幸田中央公園において開催されます。議員参加種目もありますので、御参加をお願いいたします。スポーツ委員の方は、御足労ですが取りまとめ等、よろしくお願いいたします。

なお、当日出席できない方は、弁当の準備の関係がありますので、事前にスポーツ委員までに御連絡をお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦勞さまでした。

散会 午後2時15分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年9月26日

議 長 池 田 久 男

議 員 伊 藤 宗 次

議 員 大 嶽 弘